渋川市の“まち・ひと・しごと創生”を応援してください

渋川市企業版ふるさと納税

（令和２～６年度）

企業版ふるさと納税とは

こころざしのある企業のみなさまが、寄附を通じて、地方公共団体の行う地方創生の取組を応援した場合に税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。

寄附金は「渋川市まち・ひと・しごと創生推進事業」に活用します

本市では、喫緊の課題である人口減少に対する取組を、中長期的に推進していくため、今後５か年（令和２～６年度）の目標や施策の基本的方向等をまとめた「第２期渋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

渋川市まち・ひと・しごと創生推進事業は、この総合戦略に基づく取組を推進していくための事業です。

～主な事業内容～

１　「しごと」づくり事業

遊休農地の活用や農地の集約化、渋川農産物のブランド確立と強化、中小企業が取り組む新製品・新商品の開発や先進的な設備投資の支援等、渋川市の特性をいかした産業振興による雇用創出と人材育成を図る事業。

２　「ひと」の流れづくり事業

伊香保温泉を核とした観光戦略の推進、様々なスポーツの振興や文化資源の活用、企業立地基盤の整備、本市の魅力発信の強化や住環境の整備等、交流人口の拡大、企業誘致、移住・定住の促進、関係人口の創出・拡大のための事業。

３　結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍できる地域づくり事業

若い世代や女性などの求人・求職相談体制の充実、保健や教育などの各分野が連携した結婚から子育てまでの支援体制の構築、多世代・多文化の交流・共生の推進、教育環境の充実、ワーク・ライフ・バランスの推進等、切れ目のない総合的な地域づくり事業。

４　「まち」づくり事業

市内鉄道駅前など地域拠点の活性化とネットワークづくり、災害に強く、快適な生活環境づくり、健康づくりの推進と医療・福祉の充実、効率的な行財政運営の推進等、時代に合った活力ある安全・安心な地域づくり事業。

※各事業の実施に当たっては、個別具体的な事業により取り組みます。

税負担の軽減効果は最大約９割です

寄附を行った企業に、寄附額の６割に相当する額の税額控除の特例措置がなされます。

現行の損金算入措置による軽減効果と合わせて、寄附額の最大約９割に相当する額が軽減されます。

（イメージ図）

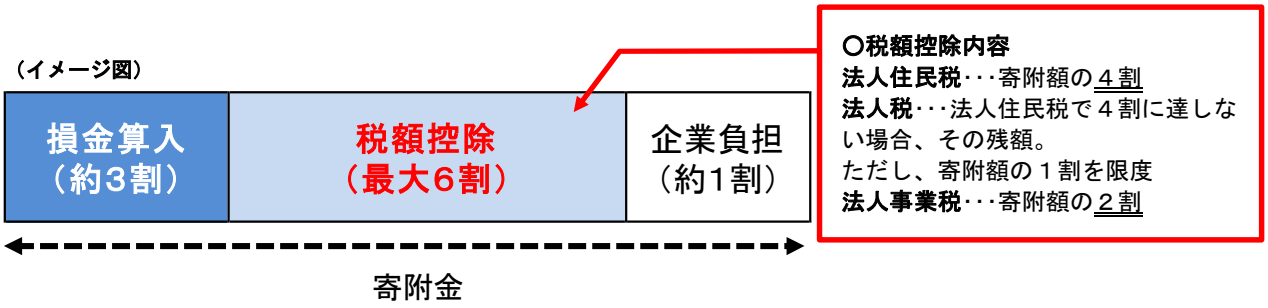

寄附の要件及び申込み等

寄附の要件

■　寄附額が１０万円以上であること。

■　本社が渋川市に所在しないこと（この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。）。

■　寄附の対価として経済的利益を伴わないものであること。

寄附の申込み等

寄附申出書に必要事項を記入し下記にご提出（郵送又は持参）ください。

納付書を発行しますので、寄附の入金を確認後に受領書を発行いたします。

なお、寄附いただきました企業については、市ホームページにて公表させていただきます（ご希望により公表しないこともできます。）。

（寄附から税控除までの流れ）

■　問い合わせ先及び提出先

〒３７７－８５０１　群馬県渋川市石原８０番地

渋川市役所　総合政策部　政策創造課

電話　０２７９－２２－２１１１（代表）　０２７９－２２－２３９６（直通）

FAX　０２７９－２２－６５４１

メールアドレス　furusato@city.shibukawa.gunma.jp